

(目的)

第1条 この規程は、札幌学院大学学則第1条第2項に基づき、学部、学科及び大学院研究科の目的及び教育目標を定めることを目的とする。

(経済経営学部の目的)

第2条 経済経営学部は、社会・人文科学をはじめとした幅広い教養を身につけ、経済学・経営学に関する専門知識と分析能力、職業人としての実践的な能力を養うことで、現代社会の問題解決に取り組み、地域や産業の発展に貢献する人間を育成することを目的とする。

2 経済経営学部経済学科は、経済学を中心に幅広く社会科学分野の知識を深め、国際的視野と地域的視点を持って現代経済を多角的に分析する能力を養い、その知識と分析能力を活用して地域や産業の発展に貢献する人間を育成することを目的とする。

3 経済経営学部経営学科は、問題発見・問題解決の学問としての経営学を学びの核としながら、会計学と金融論の知識と分析手法を修得することで組織と地域の発展に貢献し、また異文化理解の能力とコミュニケーション能力を高めることでグローバル化に貢献できる人間を育成することを目的とする。

(経済経営学部の教育目標)

第3条 経済経営学部各学科の教育目標は次のとおりとする。

(1) 経済経営学部経済学科

ア 経済学を中心とする社会科学分野の知識、思考能力を身につけ、産業の発展に積極的に取り組む人間の育成。

イ 経済学の知識を身につけ、日常生活を豊かにする専門教養を培う。もって現代経済の諸問題を理解し、幸福な日常を営む生活者の育成。

ウ 経済学を中心に幅広く社会科学分野の知識を深め、市民社会の形成に主体的に参加する自律した人間の育成。

(2) 経済経営学部経営学科

ア 経営学の分析手法を学び活用することで、時代の変化に適応しうる力を身につけた人間の育成。

イ 授業や文献での学びに加え学外での実践教育を通じた、現代社会で求められる協働、コンプライアンス、社会貢献の精神を身につけた人間の育成。

ウ ビジネスのグローバル化で求められる分析能力とコミュニケーション能力を身につけ、組織と地域、そして国際関係に貢献できる人間の育成。

(経営学部の目的)

第4条 経営学部は、経営学、会計学、ファイナンスの領域におけるダイナミックに変化する諸問題を考究するとともに、経営実践の学修を通じてマネジメントに関する知的好奇心を引き出し、獲得した知識を現実社会に応用していく能力を持った人材の育成を目的とする。

2 経営学部経営学科は、経営実践の学修を通じて高度なマネジメント能力と戦略的思考を育み、高いモラルとコンプライアンス精神を持ち、地域の自立的な経済・社会の発展の新たな基盤形成に貢献しうる人材の育成を目的とする。

3 経営学部会計ファイナンス学科は、会計とファイナンスの領域における経営実践の学修を通じ、会計とファイナンスの領域にまたがる幅広い知識を身に付け、社会的ニーズをサポートする豊かな知識と高度なモラルを併せ持つ人材の育成を目的とする。

(経営学部の教育目標)

第5条 経営学部各学科の教育目標は次のとおりとする。

(1) 経営学部経営学科

ア 変化する現実に適応可能なマネジメント能力を開発する。

イ ビジネス実践におけるモラルとコンプライアンス精神を育成する。

ウ 環境適合・持続可能性の視点と行動における戦略的思考を育成する。

エ 実践教育を通じて協働の精神と自律する力を育成する。

(2) 経営学部会計ファイナンス学科

- ア 会計とファイナンスの知識をベースとしたマネジメント能力を開発する。
- イ 会計人、金融ビジネスパーソンとしてのモラルとコンプライアンス精神を育成する。
- ウ 会計とファイナンスの総合的な知識による環境適応能力を育成する。
- エ 協働の精神と自律する力を持った会計人、金融ビジネスパーソンを育成する。

(経済学部の目的)

第6条 複雑に変化する現代経済とその諸問題を探求しつつ、学生の豊かな人間性を涵養し、経済学を中心にして、法律学や情報学や社会学などの社会科学分野の知識を深め、国際的視野と地域視点を持って経済を分析する能力を高め、その知識や分析能力を活用し、同時に、異文化理解を深め、社会や産業の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

(経済学部の教育目標)

第7条 経済学部経済学科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 経済学を中心にして、法律学や情報社会など社会科学分野の分析能力を修め、産業社会で活躍する人材を育成する。
- (2) 経済学を中心にして、法律学や情報社会などの社会科学分野の専門知識を身につけ、日常生活を豊かにする教養を培う。
- (3) 経済学・法律学・情報学・社会学に関連した領域を総合的に修め、市民社会の形成に参加する自律した人間を育成する。

(人文学部の目的)

第8条 人文学部は、人間尊重のヒューマンズ的精神を涵養し、人間とその生活に関する個別科学の学習成果のうえに立ちながらも人間に関する生きた総合的な知見を育成することによって、地域と国際社会の文化と福利の向上発展に貢献しうる人材の育成をめざす。

2 人文学部人間科学科は、人間尊重の精神のうえに立ち、「人間とは何か」をたえず問いかけながら、人間そのものと人間を取り巻く社会的・教育的・文化的諸問題について、個別学問の基礎知識と専門性を踏まえたうえで幅広く総合的に考えることを目指している。また、単なる理論だけではなく体験学習や実習を重視することによって、人間に関する広い視野を持つとともに専門性を持った職業人を養成し、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

3 人文学部英語英米文学科は、高度な英語運用能力を養成しつつ、英語学・英米文学・英米地域研究・異文化コミュニケーション学のそれぞれの学問領域を体系的に学び、人間性と人間文化への豊かな理解を育み、国際化される地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

4 人文学部こども発達学科は、子どもの発達と教育の基礎理論の学習と実践的演習の体験を通して、豊かな人間性を備え、子どもを共感的な視点でみつめ、支援できる人材を養成する。特に、乳幼児の活動や相互作用、児童の好奇心・思考力等の基礎的知識はもとより、彼等の健康、文化に関する発展的理解を通じ、小学校の教育、地域における子育て支援等に貢献しうる実践的力量を養うことを目的とする。

(人文学部の教育目標)

第9条 人文学部各学科の教育目標は、次のとおりとする。

(1) 人文学部人間科学科

- ア 人間についての幅広い基礎知識の習得を助け、それぞれの専攻ごとの専門性を養成する。
- イ 自らの論拠と主張をわかりやすく説明する思考力と表現力、周囲と協力して課題解決に向かう力を養う。
- ウ 広い視野と実践力で現代の人間と社会の再生に貢献しようとする姿勢を涵養する。

(2) 人文学部英語英米文学科

- ア TOEICスコアCレベル(470から730点)以上の英語能力養成を目指す。
- イ 本学科の専門分野である英語学・英米文学・英米地域研究・異文化コミュニケーション学における深い知識を養成する。
- ウ 積極的に国際交流活動に参加する機会を用意する。
- エ 国際化される地域社会、国際社会に貢献できる人材を育成する。

注：TOEICスコアレベルは(財)国際ビジネスコミュニケーション協会TOEIC運営委員会資料による。

(3) 人文学部こども発達学科

- ア 子どもの身体・感情・思考、社会的相互作用を含む発達の全体像に関する基礎的理解を養う。
- イ 子どもの健全な育成に関する関心・意欲を高め、彼等の学力とその基盤となる健康、文化に関する現代的課題を実践的に解決する能力を養う。
- ウ 小学校教諭一種免許状、保育士等の資格を取得し、小学校教諭、地域における子育て支援の指導者を養成する。

(心理学部の目的)

第10条 心理学部は、自分、家族、地域そして社会のために心の健康を理解し推進できる人材となり、長きにわたり活躍できるべく、心理学的支援、認知科学、精神保健福祉学の学びを通して客観的に問題を理解する視点、人と関わる基本的な態度、自立した自我を身に付けられるよう育成することを目的とする。

(心理学部の教育目標)

第11条 心理学部臨床心理学科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 心理学的支援の土台となる「自己肯定感」「協働する力」「自己省察力」を育成する。
- (2) 心理学的支援の柱となる「調査研究力」「コミュニケーション力」「心理的・福祉的援助スキル」を育成する。
- (3) 文理融合学問としての心理学を中心に幅広い教養を身につける。
- (4) これらをもって、心理学的支援を理解し推進できる人材として社会で長く活躍できる力を育成する。

(法学部の目的)

第12条 法学部法律学科は、法と政治をめぐる諸問題を考察することで、それらを解決する論理的な思考力と人権を尊重する態度を学び、地域社会とグローバル社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(法学部の教育目標)

第13条 法学部法律学科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 法学の専門知識とともに、政治学等の隣接諸科学の基礎知識をも修得させること。
- (2) ゼミナール等において、客観的に事象考察し論文等にまとめる能力と共に、発表し討論するコミュニケーション能力を身につけること。
- (3) 現代社会が抱える諸問題の解決に向け、グローバルからローカルに至る様々なところで他者とともに行動する能力を身につけること。
- (4) 最初の目標を達成した後、さらなる資格・検定試験の合格に向け挑戦する気概をもって学び続けること。

(大学院法学研究科の目的)

第14条 大学院法学研究科は、国際社会及び地域社会において、当面する法的・政治的諸問題に対処するため、法律学・政治学との連携を図りながら、事象の歴史と理論を深く研究することによって、そこで得た知識を健全な社会の発展に役立てることのできる研究者及び高度の専門性を備えた職業人を養成することを目的とする。

(大学院法学研究科の教育目標)

第15条 大学院法学研究科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 法学や政治学に関する高度な専門的素養を培い、将来、大学や研究所などで研究、教育に従事する能力を備える。
- (2) 現実の社会において有用な高度の理論と実務能力を備えることによって、行政や民間企業の法務分野あるいは税法務分野で、活躍しうる人材を育てる。
- (3) 高度な教育資格を取得し、“心身ともに健康な国民の育成”という使命を担いうる能力を開発する。

(大学院臨床心理学研究科の目的)

第16条 大学院臨床心理学研究科は、臨床心理学を中心に心理臨床に関連する諸分野との連携を得ながら、様々の心の問題を心理臨床の視点から取り上げ、公認心理師及び臨床心理士という高度の専門性を備えた職業人を養成することを目的とする。

(大学院臨床心理学研究科の教育目標)

第17条 大学院臨床心理学研究科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 教員と大学院生が共に成長するような教育環境のなかで豊かな心を育てる。
- (2) 事例研究を中心とした実践教育を通して臨床心理的な素養を身につける。
- (3) 実践の成果を研究報告としてまとめられるような能力を養う。
- (4) 研究成果あるいは実践活動を通して地域社会に貢献できる人材を育成する。

(大学院地域社会マネジメント研究科の目的)

第18条 大学院地域社会マネジメント研究科は、地域社会の諸課題を解決するため地域社会の創造的プロジェクト開発と実践的マネジメントを研究対象とし、経済・金融分野、企業経営分野、地域・まちづくり分野及び会計分野のそれぞれの分野において当該研究・教育を通じて自立・持続可能な地域社会形成の担い手となりうる高度の専門性を備えた職業人を養成することを目的とする。

(大学院地域社会マネジメント研究科の教育目標)

第19条 大学院地域社会マネジメント研究科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 社会人の再教育と人材育成を目指す生涯学習の役割を有するカリキュラムを構築し、ユニバーサルアクセスの具現化を図る。
- (2) 領域横断的な有機的カリキュラムを構築し、総合的能力を持つ人材を育成する。
- (3) 地方自治体・NPO等のスタッフのキャリアデザインに資するカリキュラムを構築し、地域コミュニティ創生のマネジメント能力を持つ人材を育成する。
- (4) 他研究科との連携強化によるカリキュラム構築を図り、税務会計・地域企業経営等の実践的なビジネスマネジメント能力を持つ人材を育成する。
- (5) 地域社会との双方向的交流、協働を多面的・積極的に担いうる能力を涵養するカリキュラムを構築し、学際的・統合的能力を備えた人材を育成する。

(公表)

第20条 第2条から前条までに定める本学の学部、学科の目的及び教育目標並びに大学院研究科の目的及び教育目標は、本学のホームページ、学部、学科及び大学院の履修要項その他本学、学部、学科及び大学院が発行する印刷物への掲載等の方法によって公表する。

(所管)

第21条 この規程に関する事務の所管は、教育支援課とする。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成20年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月4日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月15日から施行する。